

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（13名）

1 番	太田佳祐君	2 番	広瀬隆博君
3 番	乾豊君	4 番	若山隆史君
5 番	山田利夫君	6 番	江上聖司君
7 番	中村ひとみ君	8 番	安田功君
9 番	角田寛君	10 番	後藤省治君
11 番	富田栄次君	12 番	栗田利朗君
13 番	丹羽豊次君		

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長	中川満也君	副町長	永澤幸男君
総務課長	早野博文君	企画調整課長	栗本純治君
税務課長	木下誠司君	健康福祉課長	片岡兼男君
住民課長	竹中敏明君	建設課長	山口哲司君
産業課長	高橋伸行君	上下水道課長	町田正博君
会計管理者兼 会計課長	中村桂君	消防主任	中山雅夫君
教育長	和田満君	教育次長兼 学校教育課長	桐山浩治君
生涯学習課長	衣斐修君		

3 職務のため出席した事務局職員

事務局長	藤塚康孝	書記	渡部善充
書記	木村貴江		

4 議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 報告第3号 平成27年度垂井町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

日程第3 議第61号 専決処分の承認について

日程第4 議第62号 平成27年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定について

日程第5 議第63号 新桜橋歩道橋（下部工）整備工事請負契約の締結について

日程第6 議第64号 出屋敷踏切付近上下水管布設（推進工）工事請負契約の締結について

- 日程第7 議第65号 平成28年度垂井町一般会計補正予算（第3号）
議第66号 平成28年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議第67号 平成28年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第1号）

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前 9 時00分 開会

○議長（丹羽豊次君） おはようございます。

これより平成28年第 5 回垂井町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から16日までの16日間といたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は16日間と決定しました。

なお、会期中の会議予定は、お手元に通知いたしましたとおりでありますので、御了承願います。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第106条の規定により、4番 若山隆史君、5番 山田利夫君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付してありますので、これより議事日程に入ります。

日程第 1 諸般の報告

○議長（丹羽豊次君） 日程第 1、諸般の報告を行います。

閉会中に陳情 2 件及び検査結果の報告が 3 件ありました。印刷してお手元に配付いたしてありますので、これをもって報告にかえ、諸般の報告を終わります。

日程第 2 報告第 3 号 平成27年度垂井町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長（丹羽豊次君） 日程第 2、報告第 3 号 平成27年度垂井町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを上程いたします。

朗読を省略し、報告についての説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） おはようございます。

それでは、報告第 3 号 平成27年度垂井町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について提案理由を御説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第22条第 1 項の規定により、監査委員の審査意見をつけて議会に報告するものであります。

細部につきましては、総務課長に補足説明をさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（丹羽豊次君） 総務課長 早野博文君。

〔総務課長 早野博文君登壇〕

○総務課長（早野博文君） ただいま提案されました報告第3号 平成27年度垂井町健全化判断比率及び資金不足比率の報告につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案書を1枚めくっていただきまして、平成27年度の報告書の次のページには、監査委員の意見を付してここに御報告をさせていただいておりますので、冒頭よろしくお願いたします。

まず初めに、事前に配付してございます資料をごらんになっていただきたいと思います、資料の3ページの次のページをごらんになっていただきたいと思います。

ここでは財政指標の垂井町会計区分イメージというページをごらんになっていただきたいと思います、縦に矢印で表記してあるものでございます。これがいわゆるそれぞれの指標がどの会計に及ぶか、どの会計を対象にした比率であるかを示した資料でございます。よろしくお願いたします。

まず、この資料の中で一番左にございます縦の矢印でございますが、実質赤字比率につきましては、一般会計と不破郡障害者総合支援認定審査会特別会計を対象に、そしてまた実質を対象に実質赤字の標準財政規模に対する比率についてを。次に、連結実質赤字比率につきましては、町の全会計を対象に実質赤字、また資金不足額の標準財政規模に対する比率についてを。そしてまた実質公債費比率につきましては、一般会計が負担いたします元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率についてを表示してございます。また、将来負担比率につきましては、町が加入いたします一部事務組合等も含めまして、将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対します比率をそれぞれ示すものでございます。そしてまた公営企業におきます資金不足比率につきましては、公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率ということで、以上それぞれの指標が今申し上げました会計区分ごとに計算されることとなっております。

それでは、議案書に戻っていただきたいと思います、議案書の表紙の次の報告書をごらんいただきたいと思います。

ただいま町長が提案説明いたしました、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項、これは実質赤字比率から将来負担比率についてを、この表でいきますと上にご置きます表に書いてございます4つの指標を指しておるものでございます。それから、及び第22条第1項の規定によりと申しますのは、下の欄にございます表でございますが、水道事業会計から農業集落排水事業特別会計までの4つの会計におけます資金不足比率を規定したものでございます。

ただいま申し上げましたこれらの平成27年度における健全化判断比率と、そしてまた資金不足比率について次のとおり御報告をさせていただくものでございます。

まず初めに、垂井町の健全化判断比率でございます。

報告書をごらんになっていただきますと、対象となる項目につきましては、実質赤字比率を初め、将来負担比率までの4項目から成っておるものでございます。その右側には、参考といたしまして国の基準値でございます早期健全化基準、それから財政再生基準の2つの基準を計

上させていただいております。いわゆるこれらの数値を超える比率となった場合には、財政上の制約が出てくるというものでございまして、健全性が保たれているか否かの判断基準のもとになるということでございますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

それでは、順次説明させていただきますが、まず実質赤字比率でございます。

一般会計と不破郡障害者総合支援認定審査会の特別会計が対象となっておりますのでございます。これらの会計を対象とした実質赤字が、標準税率で算定いたしました税収入に、各種譲与税などの税外収入と普通交付税を加えた額、いわゆるこれを標準財政規模と行政用語で申しておるわけでございますが、その標準財政規模に対する赤字がどれほどあるかといった比率を求めるものでございます。それぞれの会計ごとの黒字か赤字かを判断する指標でございますが、御案内のとおり垂井町の一般会計、それから係ります特別会計につきましては、お配りしてございます決算書、あるいは決算資料にも出てまいりますけれども、いずれも黒字でございまして、赤字ではないことからバーの表示とさせていただいております。

続きまして、連結実質赤字比率でございます。

こちら資料の会計区分イメージにありますとおり、普通会計、それから公営企業会計までに及ぶ指標でございます。垂井町で管理をしております会計全体を対象にしたものでございまして、これらの実質赤字の標準財政規模に対する比率がどうであるかということでございます。当町におきましては、全ての会計におきまして赤字はございませんので、こちら先ほどと同様にバーの表示とさせていただいております。

続きまして、実質公債費比率でございます。

こちらにつきましては、垂井町の会計、そのほか垂井町が加入をいたしておりますそれぞれの組合等も対象になってくるものでございます。一般会計とそれぞれの会計が負担いたします起債の元利償還金、それから一般会計から特別会計あるいは組合へ繰り出し、あるいは負担をしております経費の中で起債の償還に充てられた、いわゆる準元利償還金の額でございますが、これらの合計額が標準財政規模に対してどれくらいなのかといったことを示す数値でございます。こちらにつきましては、3カ年の平均になっておりますが、記載してございますように5.8%という数値になっております。右側でございます欄の参考基準で早期健全化基準で25%、財政再生基準で35%という数字になっておりますが、いずれも基準を下回っておる状況でございます。

ちなみに、この5.8%でございますが、前年度につきましては7.6%でございまして、1.8ポイント減少したわけでございます。要因につきましては、元利償還金額の減少によることが主な要因でございまして、前年度比で1億3,200万円ほど大きく減少したことが大きな要因ではないかと考えておるところでございます。

続きまして、将来負担比率でございますが、こちらにつきましては今まで申し上げました会計のほかに、垂井町土地開発公社の会計も対象になってくるわけでございますが、それぞれの会計が将来にわたって負担すべき実質的な負債が標準財政規模に対してどのくらいあるかとい

った比率をあらわすものでございます。表記にございますとおり、13.9%という値になっておりまして、参考といたします早期健全化基準350%と比較いたしましても、その数値は大幅に下回っておる状況下でございます。こちらの値につきましては、前年度は3.6%でございました。前年度比で10.3ポイントの増となっておるところでございますが、要因につきましては、1つには一般会計における地方債の現在高の増加、2つには公営企業債等繰入見込額の増加等が主な増の要因となったものと考えておるところでございます。

次に、資金不足比率について御報告を申し上げます。

報告書の下表になりますが、ごらんのとおり水道事業会計、簡易水道特別会計、公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計の4会計がそれぞれ対象となっておるところでございます。各会計ごとの事業に対する資金不足がいかほどかということでございますが、いずれの会計も黒字でございまして、資金不足は生じていないといったことから、指標としてあらわすことができないことからバーの表示とさせていただきます。

以上、垂井町の健全化判断比率、資金不足比率について御報告申し上げましたが、国が示します早期健全化基準及び財政再生基準と比較をいたしましても、いずれもそれぞれ基準を下回っておるということから、現在のところ町の財政、経営の健全性は保たれていると、そのように判断をしておるところでございます。何とぞ御理解賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（丹羽豊次君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これをもって報告を終わります。

日程第3 議第61号 専決処分の承認について

○議長（丹羽豊次君） 日程第3、議第61号 専決処分の承認についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） それでは、議第61号 専決処分の承認について提案理由を御説明申し上げます。

児童扶養手当法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、平成28年7月29日、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、垂井町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるもので

あります。

細部につきまして、健康福祉課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（丹羽豊次君） 健康福祉課長 片岡兼男君。

〔健康福祉課長 片岡兼男君登壇〕

○健康福祉課長（片岡兼男君） ただいま上程されました議第61号 専決処分の承認につきまして、私のほうから補足説明をさせていただきます。

専決第3号の垂井町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、厚生労働省所管の児童扶養手当法施行令の一部が改正されることに伴いまして、本条例を変更する必要が生じてまいりました。しかしながら、同施行令が平成28年8月1日から施行されることとなりましたので、当改正条例につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき平成28年7月29日付で専決処分を行いましたので、議会に報告し承認をお願いするものでございます。

改正の内容につきましては、施行令の改正に伴い、引用する条項ずれを改めるものとあわせまして、字句の整理を行うものでございます。

それでは、改正条例の内容に入らせていただきますが、事前にお配りしてございます新旧対照表を参考にござんいただきたいと存じます。

初めに、第2条第1項第2号及び同項第3号アにおきまして、前々年の字句2カ所につきまして表記を整理するものでございます。次に、第2条第1項第3号ア及び同項第4号アにおきまして、施行令から引用する条項の合計3カ所につきまして、施行令の改正に基づきまして引用元条項をそれぞれ改めるものでございます。

附則につきましては、平成28年8月1日から施行させていただくというものでございます。

以上、議第61号 専決処分の承認につきまして補足説明とさせていただきます。御審議の上、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（丹羽豊次君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第61号 専決処分の承認については、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は承認されました。

しばらく休憩いたします。

午前9時18分 休憩

午前10時15分 再開

○議長（丹羽豊次君） 再開いたします。

日程第4 議第62号 平成27年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定について

○議長（丹羽豊次君） 日程第4、議第62号 平成27年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 議第62号 平成27年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定について提案理由を御説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度垂井町一般会計及び特別会計歳入歳出決算を、監査委員の審査意見をつけて議会の認定に付するものであります。

十分御審議の上、認定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（丹羽豊次君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第62号 平成27年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定については、11人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託することといたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は11人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決定しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会には、地方自治法第98条第1項の権限を委任す

ることといたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、決算審査特別委員会には、地方自治法第98条第1項の権限を委任することに決定しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、垂井町議会委員会条例第6条第4項の規定により、太田佳祐君、広瀬隆博君、乾豊君、若山隆史君、山田利夫君、中村ひとみ君、安田功君、角田寛君、後藤省治君、富田栄次君、栗田利朗君、以上の11人を指名いたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました11人の諸君を決算審査特別委員会委員に選任することに決定しました。

しばらく休憩いたします。

午前10時18分 休憩

午前10時19分 再開

○議長（丹羽豊次君） 再開いたします。

休憩中に決算審査特別委員会が開かれ、委員長に栗田利朗君、副委員長に山田利夫君が互選されましたので、御報告いたしておきます。

日程第5 議第63号 新桜橋歩道橋（下部工）整備工事請負契約の締結について

○議長（丹羽豊次君） 日程第5、議第63号 新桜橋歩道橋（下部工）整備工事請負契約の締結についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） それでは、議第63号 新桜橋歩道橋（下部工）整備工事請負契約の締結について、提案理由を御説明申し上げます。

本工事につきましては、過日、指名競争入札に付しましたところ、不落となりましたことから、地方自治法第234条及び同施行令第167条の2第1項第8号により、随意契約にて大垣市神田町二丁目55番地、TSUCHIYA株式会社、代表取締役社長 土屋智義と、7,182万円で購入契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び垂井町議決条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては、総務課長及び建設課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようお願いをいたします。

○議長（丹羽豊次君） 総務課長 早野博文君。

〔総務課長 早野博文君登壇〕

○総務課長（早野博文君） 議第63号 新桜橋歩道橋（下部工）整備工事請負契約の締結について、補足説明をさせていただきます。

あわせましてお手元にお配りしてございます指名競争入札結果一覧表についてもごらんいただきたいと思います。

本件の入札につきましては、垂井町建設工事指名競争入札参加者選定に関する基準に基づきまして、設計金額5,000万円以上の工事であることから8者指名選定させていただきました。去る28年8月17日でございますが、指名競争入札を執行したところでございます。再度入札を行った結果、予定価格の範囲内の入札がなかったことから、地方自治法第234条、同法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づきまして、再度入札応札業者と随意契約により仮契約を締結したところでございます。

議案書にもございますとおり、この入札結果によりまして消費税等を含めまして7,182万円で、大垣市神田町二丁目55番地、T S U C H I Y A株式会社、代表取締役社長 土屋智義と工事請負本契約を締結するに当たりまして、予定価格が5,000万円以上の工事請負契約となりますことから、議会の議決をお願いするものでございます。

なお、完成期限につきましては、平成29年3月24日でございます。

以上、契約関連の補足説明とさせていただきます。何とぞ御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（丹羽豊次君） 建設課長 山口哲司君。

〔建設課長 山口哲司君登壇〕

○建設課長（山口哲司君） それでは、建設課からでございますが、工事関係について御説明をさせていただきます。

議第63号、新桜橋歩道橋（下部工）整備工事について補足説明をさせていただきます。

配付資料のカラー印刷につきましては、完成イメージ図でございます。

橋梁一般図をごらんいただきたいと思います。

当工事は、新桜橋の安全な通行を確保するため、既設橋の下流側に歩道橋を整備し、新桜橋を車両専用の橋梁とするための工事でございます。当事業は、渋滞対策及び交通安全対策事業として平成27年度より国の社会資本整備総合交付金を活用しながら、設計から工事まで進めている事業となっております。

現在、新桜橋の車両の幅員は4.5メートルと狭く、車両のすれ違いが安全にできないため車両待ちの渋滞がたびたび発生している状況でございます。そのため、新桜橋の下流側に新たに歩道橋を設置し、自転車と歩行者は歩道橋を通行していただき、既設橋を車両専用の橋梁といたします。そうすることにより既設橋の幅員につきましては、4.5メートルから6メートルに拡幅することができ、車両が安全に通行することが可能となります。また、新桜橋は不破中学

校の通学路にもなっており、車両と歩行者を完全に分離することにより歩行者の安全を確保することも可能となります。

さて、今年度の工事内容でございますが、橋梁下部工として橋台2基と橋脚4基の施工を行います。下部工の施工に重要となる支持層ですが、事前に行ったボーリング調査により高水敷より約5メートルにあることが確認されております。そのため橋脚につきましては、オープン掘削にて5メートルの深さまで掘り下げて施工を行います。橋台につきましては、堤防道路及び既設橋との掘削による影響を考慮し、矢板によりまして仮締めを行い、掘削深さを浅くするための、また直径2メートルで深さ5メートルの場所くいのくいを施工いたします。

今回の施工をする橋脚のうち2基は、河川内の低水路内での作業となるため、瀬がえを行い片方ずつ作業を進めてまいります。掘削に伴う相川の伏流水については、昨年11月に既設橋下部工の形状を確認するため試掘を行いました。そのときの伏流水の水量が想定していたより極めて少なかったため、今回の工事においても影響が少ないのではないかと考えております。

当工事は、相川の河川区域内での作業となるため、非出水期となる11月以降現場着手となるわけでございますが、平成29年3月24日となっておりますので、段取りよく工事を進め、工期内に完成できるよう管理・指導をしていきます。

以上で新桜橋歩道橋の下部工整備工事についての補足説明をさせていただきました。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（丹羽豊次君） これより質疑に入ります。

〔挙手する者あり〕

11番 富田栄次君。

〔11番 富田栄次君登壇〕

○11番（富田栄次君） ただいまの案件につきまして2点お尋ねいたします。

第1点目は、今回下部工の契約ということですが、上部工はいつになるのか、いつの予定かというのを尋ねます。

2点目は、この計画がずばりいつから上がってきたのか。確かに今年度予算に上がってきているわけではあります。5次総とか、これまでの例えば財源として社会資本整備総合交付金というのは充てられるということだと思っておりますが、この交付金は整備計画等トータル的に考えていくということで、垂井町におきましては平成24年から28年度を実施期間として一区切りしていると思うんです。そうすると、この5年間を一区切りとしているときに、この事業は次年度にまたがっていくわけです。決して反対しているわけではありません。これは最終的にはこの契約には何も反対しておりませんが、じゃあ次年度、これについてどのように、交付金はつくだろうと予想できますが、何を申し上げたいかということ、今のどこかの交差点改良じゃありませんが、早くからいろんな対策をしてやっていてなかなかできないという、こういったものについてもこれだけの、後でどのくらい上部工がかかるか、総額が幾らか出てくると思うんですが、町にとっては大きな事業だと思うわけですが、これをやろうとすればもう少し準備期間

なり、年度内に完了するなり、そういったことも含めて、私はまだこの場はもうやめますが、もっと大きなところでお尋ねしたいところがあるわけですが、今回はこの2点について、整備計画トータルで考えられた結果でしょうか、この2点についてお尋ねいたします。

○議長（丹羽豊次君） 建設課長 山口哲司君。

〔建設課長 山口哲司君登壇〕

○建設課長（山口哲司君） 富田議員の質問にお答えをさせていただきます。

上部工はいつになるのかということ、計画はいつから上がっていたのかということですが、上部工につきましては、来年度からやっていきたいと考えております。

また、計画はいつからということですが、私どもの通学路交通安全対策というのが3年ほど前からできました。そういうことで通学路に重点を置くという事業で、やはり子供たちを守っていくということで計画が上がってきたということですが、いろいろの道路改良とか、そういうことがございますけど、優先順位をつけて整備をしていきたいと考えておりますので、よろしく御審議賜りますようお願いをいたします。

○議長（丹羽豊次君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第63号 新桜橋歩道橋（下部工）整備工事請負契約の締結については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議第64号 出屋敷踏切付近上下水管布設（推進工）工事請負契約の締結について

○議長（丹羽豊次君） 日程第6、議第64号 出屋敷踏切付近上下水管布設（推進工）工事請負契約の締結についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 議第64号 出屋敷踏切付近上下水管布設（推進工）工事請負契約の締結

について提案理由を御説明申し上げます。

本工事につきましては、過日、指名競争入札に付しましたところ、大垣市上面四丁目73番地、名工建設株式会社岐阜営業所、所長 中村眞大が落札いたしましたので、この者と5,940万円で請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び垂井町議決条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては、総務課長及び上下水道課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（丹羽豊次君） 総務課長 早野博文君。

〔総務課長 早野博文君登壇〕

○総務課長（早野博文君） 議第64号 出屋敷踏切付近上下水管布設（推進工）工事請負契約の締結について補足説明をさせていただきます。

資料の指名競争入札結果一覧表につきましてもあわせてごらんいただきたいと思います。

本件の入札につきましては、さきの議第63号と同様、垂井町建設工事指名競争入札参加者選定に関する基準に基づきまして、設計金額5,000万円以上の工事であることから、軌道工事可能な6者指名選定させていただき、去る8月17日に指名競争入札を執行したところでございます。第1回目の入札で、予定価格の範囲内で最低価格業者の名工建設株式会社岐阜営業所が5,500万円、税抜きでございますけれども、落札をいたしました。

議案書にもございますとおり、この入札結果によりまして、消費税等を含めまして5,940万円で大垣市上面四丁目73番地、名工建設株式会社岐阜営業所、所長 中村眞大と工事請負本契約を締結するに当たりまして、予定価格が5,000万円以上の工事請負契約となりますことから、議会の議決をお願いいたしますのでございます。

なお、完成期限につきましては、平成29年3月24日でございます。

以上、契約関連の補足説明とさせていただきます。何とぞ御賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（丹羽豊次君） 上下水道課長 町田正博君。

〔上下水道課長 町田正博君登壇〕

○上下水道課長（町田正博君） それでは、議第64号の工事に関します補足説明を申し上げます。

お手元の工事概要図等をごらんいただきたいと思います。

本工事は、公共下水道の垂井第2幹線の布設工事で、町道垂井日守線から町道垂井124号線に向かって、国道21号線とJR東海道本線の軌道下を推進工法で掘りぬく工事でございます。施工延長は45.5メートル、さや管は直径650ミリで使用いたします。さや管の中には、下水道管と水道配水管をそれぞれ通してまいります。さや管の深さといたしましては、管頂でJRの軌道から地下5メートル、国道21号線からは7メートルの位置に布設をしております。

なお、設計に当たりましては、国道工事事務所並びにJR東海との事前協議により、詳細に打ち合わせた合意事項に基づき実施をしております。

なお、交通対策でございますが、南側の垂井日守線については発進立て杭で片側交互通行となります。北側の垂井124号線につきましては、立て坑施工中につきまして全面通行どめで施工をし、迂回路等を確保してまいります。夜間につきましては、鋼板で覆い開放し通行を確保してまいります。

本工事の工期は、平成29年3月24日までとなっております。

交通安全には十分配慮しながら施工してまいります。工事中は交通等何かと御不便をおかけいたします。御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、議第64号の補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（丹羽豊次君） これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

〔挙手する者あり〕

5番 山田利夫君。

〔5番 山田利夫君登壇〕

○5番（山田利夫君） 申しわけないです、先ほどの全員協議会でお尋ねすればよかったんですけども、入札執行結果の6番目にジェイアール東海建設株式会社が表示されておりますが、辞退されております。全協で提出いただいた図面、後ほどいただいた図面の会社名がジェイアール東海コンサルタンツ株式会社であります。当然、会社自体は違うかと思えますけれども、私は素人なりで同系列の会社かと思えますが、JR東海さんの入札の指名をされたのがちょっと気になるんですけども、ここらあたりあえて会社は辞退されているんですけども、どういう辞退内容かわかれば教えてください。お願いします。

○議長（丹羽豊次君） 副町長 永澤幸男君。

〔副町長 永澤幸男君登壇〕

○副町長（永澤幸男君） 山田議員の御質問にお答えをしないと存じます。

この踏み切り等の工事、上下水道の工事にかかわらず、全ての工事につきましては、国鉄の軌道という資格を持った業者が施工するというJR側の要望でございまして、そういったことが背景にございます。そういったことで、県内でもその軌道の資格を持っておる業者といえますのは非常に限られておるわけでございます。結果、ジェイアール東海建設を指名させていただきましたが、私のほうではジェイアール東海コンサルタンツとジェイアール東海建設とにつきましては、同列の会社ではあるという認識はございますけれども、何ら因果関係がないという認識の中で指名させていただきましたので、よろしく御理解いただきたいと存じます。

○議長（丹羽豊次君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第64号 出屋敷踏切付近上下水管布設（推進工）工事請負契約の締結については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議第65号 平成28年度垂井町一般会計補正予算（第3号）

議第66号 平成28年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議第67号 平成28年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（丹羽豊次君） 日程第7、議第65号 平成28年度垂井町一般会計補正予算（第3号）から議第67号 平成28年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第1号）までを一括議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） それでは、議第65号から議第67号を一括して提案理由を御説明申し上げます。

議第65号 平成28年度垂井町一般会計補正予算（第3号）につきましては、今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ1億8,035万6,000円を追加し、予算総額を90億7,759万1,000円とするものであります。

補正いたしますものは、職員の人事異動等に伴う人件費の措置を行うほか、総務費では、総務管理費におきまして新庁舎建設事業用地の地質調査業務に係ります委託料につきまして増額措置をいたしました。

また、戸籍住民基本台帳費におきましては、通知カード・個人番号カード関連事務委任交付金に係ります負担金、補助及び交付金につきまして増額措置をいたしました。

民生費では、社会福祉費におきまして、福祉医療費助成事業補助金の過年度国県支出金返還金に係ります償還金、利子及び割引料、県歯科医師会福祉医療協力費に係ります負担金、補助及び交付金、介護保険特別会計への繰出金につきましてそれぞれ増額措置をいたしました。

また、児童福祉費におきましては、障害児通所給付費等審査支払手数料に係ります役務費、障害児施設給付等に係ります扶助費につきましてそれぞれ増額措置をいたしました。

衛生費では、清掃費におきまして、使用済小型家電処理手数料に係ります役務費、粗大ごみ収集業務に係ります委託料につきましてそれぞれ増額措置をいたしたところであります。

商工費では、ふれあい垂井ピア推進協議会補助金に係ります負担金、補助及び交付金、関ヶ原古戦場史跡案内サイン設置工事に係ります工事請負費につきましてそれぞれ増額措置をいたしました。

土木費では、道路橋りょう費におきまして、樹木伐採業務に係ります委託料、道路新設改良測量設計業務・用地測量業務に係ります委託料、道路・舗装・路側改良工事に係ります工事請負費、土地購入費に係ります公有財産購入費、物件移転補償費に係ります補償、補填及び賠償金、橋梁定期点検業務に係ります委託料につきましてそれぞれ増額措置をいたしたところであります。

また、河川費におきましては、樹木伐採業務に係ります委託料、河川整備工事に係ります工事請負費につきまして同じく増額措置をいたしました。

都市計画費におきましては、建築物等耐震化促進事業費補助金に係ります負担金、補助及び交付金の増額措置を行っております。

住宅費におきましては、野庵町営住宅屋根改修工事に係ります工事請負費の増額措置をいたしました。

教育費では、小学校費におきまして、表佐小学校駐車場整備に係ります工事請負費と公有財産購入費につきましてそれぞれ増額措置をいたしました。

財源につきましては、国庫支出金、県支出金及び繰越金により収支の均衡を図った次第であります。

続きまして、議第66号 平成28年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、今回の補正は歳入歳出にそれぞれ280万8,000円を追加し、予算総額を35億5,280万8,000円とするものであります。

補正いたしますものは、総務費におきまして、電算システム改変に係ります委託料の増額措置をいたしました。

財源につきましては、国庫支出金及び繰越金により収支の均衡を図っております。

議第67号 平成28年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ36万5,000円を追加し、予算総額を23億986万5,000円とするものであります。

補正いたしますものは、保険給付費におきまして、高額医療合算介護サービス費負担金に係ります負担金、補助及び交付金の増額措置をいたしました。

財源につきましては、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金及び繰越金により収支の均衡を図った次第であります。

細部につきましては、それぞれ担当課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（丹羽豊次君） 総務課長 早野博文君。

〔総務課長 早野博文君登壇〕

○総務課長（早野博文君） ただいま上程されました議第65号 平成28年度垂井町一般会計補正予算（第3号）の補足説明をさせていただきます。

議案書の第1条でございますが、今回の補正でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億8,035万6,000円を増額させていただきまして、総額を90億7,759万1,000円といたすものでございます。

第2項でございますが、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、第1表の歳入歳出予算補正によるところでございますので、こちらにつきましては後ほどお目通しをいただきたいと思っております。

それでは、細部にわたりまして、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明をさせていただきます。

初めに歳出でございますが、8ページをお開き願いたいと思っております。

款2総務費、項1総務管理費、目5の財産管理費でございます。こちらにつきましてはさきに購入いたしました新庁舎建設事業用地につきまして、当該敷地に係ります地盤の地層構成、そしてまた土質工学的性質を把握いたしまして、今後の設計施行を推進する上での資料とするため、節13の委託料でございますが、地質調査業務といたしまして476万円を新たにお願いしたものでございます。なお、ボーリングの箇所数につきましては、敷地内で2カ所の調査を行う計画でございます。

続きまして、項3戸籍住民基本台帳費、目1の戸籍住民基本台帳費でございます。こちらにつきましては、住民課の戸籍係に係ります職員人件費でございますが、主に御案内のとおり通知カード・個人カード関連事務が大幅にふえたことから時間外勤務手当が増となりまして、節の3職員手当等で59万円、また共済組合負担金といたしまして、節4共済費でそれぞれ25万円の増額補正をお願いしたところでございます。

次に、節19負担金、補助及び交付金では、社会保障税番号制度、いわゆるマイナンバー制度に関連いたすものでございますが、東京にございます地方公共団体情報システム機構に支出をいたします通知カード・個人番号カード関連事務委任交付金でございますが、こちらは当初予算で258万5,000円を計上いたしておりましたが、予定額が922万1,000円と増額になりましたことから、不足いたします663万6,000円を増額するものでございます。なお、財源内訳にございますとおり、この関連経費につきましては全額が国庫支出金で措置されることとなっております。

次に、款3の民生費、項1の社会福祉費、目1の社会福祉総務費でございます。27年度の福祉医療費助成事業補助金につきまして精算いたしました結果、国県への返還金が生じたので、節23償還金、利子及び割引料におきまして不足する602万2,000円を増額させていただくものでございます。

同じく目4の福祉医療費でございますが、県歯科医師会福祉医療協力費でございますが、このたび県で増額改定がなされたことから、節19負担金、補助及び交付金におきまして、不足いたします3万3,000円でございますけれども、お願いをしたところでございます。なお、本件につきましては、県支出金にて全額が措置されることでございます。

続きまして、同じく目5の老人福祉費でございますが、こちらは健康福祉課の高齢福祉係に係ります職員人件費でございます。人事異動に伴いまして、節2の給料で297万6,000円、同じく節3の職員手当等で217万4,000円、同じく節4共済費で90万円を増額いたすものでございます。よろしくお願いいたします。

次に、目10介護福祉費でございます。こちらにつきましては、介護給付費負担金に係ります介護保険特別会計への繰出金でございます。節28にございます繰出金で4万6,000円をお願いいたしました。

次に、9ページに移らせていただきますが、項2の児童福祉費、目1の児童福祉総務費でございます。こちらは、まず障害児通所支援、特に放課後等デイサービスなどの利用者が非常に激増しておりまして、障害児施設給付等につきまして年度末までの支出見込額を算出いたしましたところ、不足が見込まれますことから、節20でございますけれども扶助費において2,052万4,000円をお願いいたしましたところでございます。あわせまして、この扶助費の増額に伴いまして、岐阜県国民健康保険団体連合会へ支出をいたします審査支払手数料もあわせて不足となりますことから、節12の役務費におきまして4万4,000円の増額をお願いいたしております。なお、障害児通所給付費等の増額に伴いまして、財源内訳にありますとおり国庫支出金、補助対象額の2分の1相当でございますけれども1,030万1,000円、県支出金では補助対象額の4分の1相当でございますが515万円についても、後に歳入でも説明いたしますけれども増額の措置をいたすものでございます。

続きまして、款4衛生費、項2清掃費、目3塵芥処理費でございます。まず、使用済小型家電処理手数料でございますけれども、本年度におきまして低品位品の使用済み小型家電、例えば事例を申し上げますと、扇風機、電気ストーブ等々でございますけれども、処理する場合に町から処理を行う相手方へ処理手数料を支払うことに相成りました。いわゆる逆有償でございます。従いまして、この手数料は当初予算で計上をいたしておりませんでしたことから、節12の役務費におきまして新たに47万6,000円をお願いした次第でございます。

次、節13委託料でございますが、粗大ごみ収集業務委託料につきましては、御案内のとおり本年度から収集方法が変更となりました。個別収集体制を当初計画の2班体制から3班体制といたしたく、節13委託料で86万9,000円の増額をお願いしたところでございます。

続きまして、款7商工費、項1の商工費、目1の商工総務費でございます。こちらは産業課の商工観光係の職員人件費でございますが、人事異動に伴いまして、節2給料で602万円、10ページに移らせていただきますが、節3の職員手当等で415万2,000円、節4共済費で175万円のそれぞれ増額をお願いしたところでございます。

次に、目2の商工振興費でございます。本年度も開催を予定いたしておりますふれあい垂井ピア2016におきまして、戦国時代等にちなんだイベントを実施することを目的に、節19でございますけれども負担金、補助及び交付金において150万円の増額をお願いいたし、ふれあい垂井ピア推進協議会へ補助金として交付をいたすものでございます。なお、この増額分につきましては、全額の150万円が県支出金で措置されるものでございます。

次、目3の観光費でございますが、こちらは関ヶ原古戦場史跡案内サインを設置することを目的に、節15工事請負費でございますが、1,017万9,000円を新たに計上させていただきました。なお、この増額分につきましては、全額が県支出金で措置されるものでございます。

次に、款8の土木費でございます。

項2道路橋りょう費、目2道路維持費でございます。道路維持に係ります樹木伐採業務につきましては、不足が見込まれることから、このたび節13委託料におきまして50万円の増額をいたすものでございます。場所につきましては、相川御幸橋から不破製作所までの間について予定をいたしております。

続きまして、目3の道路新設改良費でございます。こちらはいずれも当初予算額から増額を行うものでございまして、節13委託料におきましては、道路新設改良測量設計業務・用地測量業務委託料といたしまして400万円、節15工事請負費におきましては、道路・舗装・路側改良工事といたしまして2,970万円、節17公有財産購入費におきましては、表佐小南側町道に関連いたします土地購入費といたしまして600万円、節22の補償、補填及び賠償金におきましては、同じく表佐にございます若宮神社西側町道に関連した物件移転補償費といたしまして150万円、合計合わせまして4,120万円をこのたび増額させていただいたところでございます。なお、財源内訳にございますとおり、工事請負費の一部でございますけれども、国庫支出金、社会資本整備総合交付金といたしまして550万円が交付される見込みとなっておりますところでございます。

続きまして、11ページに入らせていただきますが、目4橋りょう維持費でございます。こちらは橋りょう定期点検業務委託料につきまして不足となることが見込まれますことから、節13委託料で500万円を増額するものでございます。この歳出補正額の55%相当額、275万円でございますけれども、国庫支出金として交付される見込みと相成っておりますところでございます。

次に、項3の河川費、目2の河川維持費でございます。河川維持費に係ります樹木伐採委託業務につきまして不足いたしますことから、節13委託料において50万円を増額させていただくものでございます。場所につきましてはJ A南部スタンド、そしてまた河原道町営住宅周辺でございます。

また、河川整備工事といたしまして、節15の工事請負費におきましては新たに2,000万円をお願いいたしました。河原道町営住宅東あたりでございますけれども、相川左岸堤の整備をいたすものでございます。なお、河川敷整備工事の補正額の40%相当額でございますけれども、800万円が国庫支出金で交付される見込みとなっておりますところでございます。

次に、項4の都市計画費、目1の都市計画総務費でございます。こちらは、建築物等耐震化

促進事業費補助金につきまして不足の見込みとなりましたので、節19負担金、補助及び交付金でございますけれども、68万円を増額するものでございます。なお、本件につきましては、国庫支出金で補正額の2分の1相当の34万円、県支出金では補正額の4分の1相当の17万円についても増額をいたすものでございます。

次に、項5の住宅費、目1住宅管理費でございます。こちらは野庵町営住宅の屋根材が剥がれ落ちているなど屋根の破損が著しく、早急に対応する必要があることから、野庵町営住宅屋根改修工事といたしまして、2棟分でございますけれども、節15工事請負費におきまして2,300万円を新たに計上させていただいたところでございます。

次に、12ページに移らせていただきますが、款10教育費、項2小学校費、目1学校管理費でございます。こちらは表佐小学校の駐車場拡充のため、教育財産として駐車場用地の購入と整備を行うものでございます。用地購入費といたしましては、節17でございますけれども公有財産購入費で512万8,000円、駐車場整備工事費として、節15になりますけれども工事請負費で160万円を新たに計上させていただいたところでございます。

次に、項4幼稚園費、目1幼稚園費でございますが、こちらは幼稚園職員の人件費でございます。人事異動に伴いまして、節2の給料で604万4,000円、節3職員手当等で476万円、節4共済費で183万5,000円を増額するものでございます。

次に、項5の社会教育費、目1の社会教育総務費でございますが、こちらは生涯学習課の職員人件費でございます。扶養手当の受給状況の変更等によりまして、節3の職員手当等でございますが、20万8,000円をお願いした次第でございます。何とぞよろしく願いをいたします。

以上が、歳出の補足説明でございます。

続きまして、歳入について御説明を申し上げたいと思います。

6ページをごらんいただきたいと思います。

款13国庫支出金、項1国庫負担金、目2の民生費国庫負担金でございます。歳出でも申し上げましたが、障害児施設給付費等国庫負担金の増額でございます。歳出予算の施設給付費等の増額に伴いまして、国庫負担金といたしまして1,030万1,000円を増額いたすものでございます。

次に、同じく項2の国庫補助金、目1の総務費国庫補助金につきましては、個人番号カード交付事業費補助金の増額でございます。歳出でも申し上げましたが、通知カード・個人番号カード関連事務委任交付金の増額分について全額国庫補助金で措置されるものでございます。歳出と同額の663万6,000円を計上させていただきました。

続いて、目7の土木費国庫補助金でございます。節3道路事業国庫補助金は、社会資本整備総合交付金といたしまして825万円を増額するものでございます。歳出予算の道路・舗装・路側改良工事のうち、補助対象事業分及び橋りょう定期点検業務委託料に充てさせていただくものでございます。続いて、節11の耐震改修等事業国庫補助金は、住宅・建築物耐震改修等事業費補助金といたしまして34万円を増額いたすものでございます。節13都市計画事業国庫補助金でございますが、都市再生整備事業交付金といたしまして800万円を増額いたすものでござい

ます。

次に、款14の県支出金、項1の県負担金、目2の民生費県負担金でございます。障害者自立支援給付費等、県の負担金の増額でございます。県負担分といたしまして515万円を増額いたすものでございます。

次に、7ページに移らせていただきます。

同じく、項2県補助金、目2民生費県補助金は、福祉医療費助成事業事務費補助金の増額でございます。歳出予算の県歯科医師会福祉医療協力費に対して交付されるものでございます。7万円を増額いたすものでございます。

次に、目6の商工費県補助金でございます。広域観光環境整備事業費補助金に関するものでございます。節1商工費県補助金では、歴史観光イベント実施事業といたしまして150万円、節2観光費県補助金では、誘導看板・説明案内板設置事業といたしまして1,017万9,000円を新たに計上させていただきました。こちらにつきましては、事業費の全額について県補助金が交付されるものでございます。歳出と同額の1,167万9,000円を措置させていただくものでございます。

次に、目7の土木費県補助金につきましては、建築物等耐震化促進事業費補助金といたしまして17万円を増額させていただくものでございます。

款18繰越金でございますが、収支の均衡を図ることから1億2,976万円の増額補正をお願いした次第でございます。

以上が歳入でございます。

なお、13ページには、給与費明細書を掲載させていただいております。後ほどお目通しをお願いしたいと存じます。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（丹羽豊次君） 住民課長 竹中敏明君。

〔住民課長 竹中敏明君登壇〕

○住民課長（竹中敏明君） 私からは議第66号 平成28年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について補足説明をさせていただきます。

議案書の第1条でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ280万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ35億5,280万8,000円とするものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書の6ページの歳出から説明をさせていただきます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節13委託料でございますが、電算システム改修の経費280万8,000円を増額補正をお願いするものでございます。これは、国保会計により平成30年度から国保の財政運営の責任主体として都道府県が保険者に参画する都道府県化に伴い、新たな保険者事務が円滑に実施できるように国が主導する形でシステムの開発を進めております。その中国保事業費納付金等算定標準システム、これの簡易版を本年10月に都道府県

に配付し、これにより都道府県は29年度ベースの医療費等を推計し、国保事業費納付金相当額、また標準保険料率の試算のシミュレーションを行うこととしております。市町村に対しては、算定に必要なデータを提供できる体制整備を求めています。これにより納付金等の算定に必要なデータを国が示す市町村基礎ファイルに格納して、県に提供するための自庁システムを改修するための経費をお願いするものでございます。

続きまして、歳入でございますが、ページを戻っていただいて5ページをお願いいたします。

款3国庫支出金、項2国庫補助金、目7制度関係準備事業費補助金、節1制度関係準備事業費補助金の184万4,000円でございます。自庁システムの改修に係る経費の財源として国庫補助金の交付決定額を計上したものでございます。

次に、款10繰越金、項1繰越金、目1繰越金、節1繰越金の96万4,000円でございますが、財源の不足分について繰越金を充て収支の均衡を図ったものでございます。なお、この金額については、事務費といった性格上、一般会計から繰り入れるものとしておりますので、年度末に精算をさせていただくものでございます。

以上、議第66号 平成28年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いをいたします。

○議長（丹羽豊次君） 健康福祉課長 片岡兼男君。

〔健康福祉課長 片岡兼男君登壇〕

○健康福祉課長（片岡兼男君） 私のほうからは議第67号 平成28年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第1号）について補足説明をさせていただきます。

初めに、表紙の第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に36万5,000円の増額をいたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ23億986万5,000円とするものでございます。

それでは、細部につきまして歳出から御説明をさせていただきます。

7ページをごらん願います。

款2保険給付費、項6高額医療合算介護サービス等費、目1高額医療合算介護サービス費、節19の負担金、補助及び交付金の高額医療合算介護サービス費負担金ですが、1年間の医療保険と介護保険の自己負担の合算額が著しく高額になる場合に負担を軽減する負担金につきまして、給付費の実績を踏まえ今年度の見込み額を算定しましたところ、当初予算額に対しまして不足する見込みとなりましたので、今回36万5,000円の増額をお願いするものでございます。

歳出は以上でございますが、続きまして歳入でございますが、ページを戻っていただきまして5ページをごらんいただきたいと思っております。

初めに、款4国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金ですが、こちらは介護給付費国庫負担金で、国の負担割合といたしまして給付費の20%相当分の7万3,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、款4国庫支出金、項2国庫補助金、目1調整交付金ですが、こちらは介護給付費調整交付金で市町の保険料基準額の格差調整をするために交付されるもので、給付費の3%相当分

の1万1,000円の増額をお願いするものです。

次に、款5支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金ですが、こちらは介護給付費交付金といたしまして、第2号被保険者の保険料に当たる部分で社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、給付費の28%相当分として10万2,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、款6県支出金、項1県負担金、目1介護給付費負担金ですが、こちらは介護給付費県負担金で県の負担割合といたしまして、給付費の12.5%相当分として4万6,000円の増額をお願いするものです。

次に、6ページに入りますけれども、款9繰入金、項1一般会計繰入金、目1介護給付費繰入金ですが、こちらは介護給付費負担金繰入金でございますが、給付費の12.5%を町が負担するというもので一般会計から繰り入れるものでございます。今回4万6,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、款10繰越金、項1繰越金、目1繰越金の前年度繰越金でございますが、こちらは今回8万7,000円の増額をお願いするものでございますが、こちらで収支の均衡を図った次第でございます。

以上、議第67号 平成28年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第1号）についての補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（丹羽豊次君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております各議案は、精読のため審議を延期することといたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議第65号から議第67号までの各議案は、精読のため審議を延期することと決定しました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。

午前11時18分 散会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

垂井町議会議長 丹 羽 豊 次

会議録署名議員 若 山 隆 史

会議録署名議員 山 田 利 夫